

## 第5 防災センター

高層化、大規模化する防火対象物では、設置される消防用設備等のシステム化が進み、監視、操作等の項目が増加するとともに、用途の複合化、管理形態の複雑化により、火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中、防災センターを有機的に機能させ、消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として、防災センターの設置、位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

### 1 設置対象物

次のいずれかに該当する防火対象物（令第8条に規定する床又は壁で区画されている場合は、区画された部分ごとに適用する。）

- (1) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの（平成17年総務省令第40号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 延べ面積50,000㎡以上の防火対象物
  - ② 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が1,000㎡以上の地下街
- (3) 令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの（平成17年総務省令第40号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもの（非常用のエレベーターが設置されるものに限る。）
  - ② 地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が20,000㎡以上のもの

### 2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から容易に出入りでき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し、開口部には建基令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建基令第112条第21項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね40㎡とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨の表示をすること。